

～ 青森県教職員互助会員のみなさまへ ～

一般財団法人青森県教職員互助会

令和7年度の事業内容・給付金送金についての大事なお知らせですので、ぜひご一読ください。

1 変更がある事業について

	事業名	変更内容
給付事業	入院見舞金	令和7年3月診療分で終了
	出産祝金・見舞金	給付額を3万5千円から5万円に変更
	入学・卒業祝金	廃止し、「カフェテリアプラン」の補助対象とする
	無給付者褒賞金	令和7年度末で廃止
	妊婦支援補助	廃止し、「出産祝金・見舞金」に統合
	育児支援金	廃止し、「カフェテリアプラン」の補助対象とする
厚生事業	施設利用補助	左記の事業をすべて廃止し、 新規事業の「カフェテリアプラン」に一本化する ※「カフェテリアプラン」については、裏面をご覧ください。
	芸術鑑賞補助事業	
	スポーツ観戦補助事業	
	ドック負担金補助事業	
	予防接種負担金補助事業	
教育・文化事業	厚生文化事業補助	令和6年度末で廃止
	学校図書贈呈	贈呈単価を5万円から4万円に変更
	校内教育支援センター設置支援事業	贈呈対象校を3校から12校、補助単価を20万円から25万円に変更

2 給付金の送金について

これまで、給付金は「毎月」送金していましたが、令和7年度から、振込手数料の負担が生じるため、令和7年11月以降は、「3カ月に1回」に変更することとしました。

会員のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、振込手数料節減のため、給付金振込口座には「青森みちのく銀行」を設定くださるよう併せてお願いいたします。

※「カフェテリアプラン」については、裏面をご覧ください。

3 新規事業「カフェテリアプラン」について

令和7年度から「カフェテリアプラン」を実施します。

「カフェテリアプラン」とは、会員（4月から9月までの6カ月間、継続した加入期間がある場合）が、健康づくり、生きがいづくり、余暇活動等の多様なメニューから自由に選択し実施した場合、その経費を補助するもので、会員一人当たり7千円を限度に補助します。

なお、補助対象メニュー・請求方法等の詳細は、別途通知します。

また、主な変更点は下記のとおりです。

令和6年度まで

◎入学・卒業祝金 ・所属所に該当者報告書の提出を依頼
◎施設利用補助 ・指定宿泊施設で会員証を提示 ・出張や修学旅行での宿泊も請求可能
◎芸術鑑賞補助事業 ・互助会で斡旋
◎ドック負担金補助 ・共済組合が実施する宿泊ドック、一日ドック 受診者は自動給付
◎予防接種負担金補助 ・「インフルエンザ」のみ対象 ・「会員本人」のみ対象

令和7年度から

「カフェテリアプラン」の補助対象メニュー	・報告書提出依頼は不要 ・入学・卒業以外のタイミングも補助対象
	・指定宿泊施設との契約を解除するため、 フロントでの割引は廃止 ・「私事旅行」のみ補助対象
	・各自でチケットを購入
	・自動給付しない
	・インフルエンザ以外も補助対象 ・家族の費用を会員が負担した場合、 補助対象

◎請求時期

「施設利用補助金請求書」	}	その 都度、 請求
「スポーツ観戦補助事業請求書」		
「予防接種負担金補助請求書」		

「カフェテリアプラン請求書」の提出は、**10月1日から3月31日まで**、
また、**年度内1回限り**ですので、
領収書をなくさないようご注意ください。

【お問い合わせ】

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1

一般財団法人青森県教職員互助会

TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276

HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/goikokai.h>

互助会ホームページ

